

## 新潟市総合計画策定推進本部設置要綱

平成26年4月1日改正

平成26年4月9日改正

(設置)

第1条 次期新潟市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、新潟市総合計画策定推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本的な方針に関する事項
- (2) 主要施策の立案及び調整に関する事項
- (3) その他総合計画に関する重要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある本部員のみで開催することができる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部構成員以外の者を出席させ、説明を求

め、又は意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に部会を設置することができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

3 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

4 部会長は部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、地域・魅力創造部政策調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

別表（第3条関係）

地域・魅力創造部長，安心政令市総括理事，参事政策監統括，東京事務所長，市民生活部長，危機管理防災局長，文化スポーツ部長，観光・国際交流部長，参事（交流戦略担当），環境部長，福祉部長，参事（地域包括ケア推進担当），保健衛生部長，経済部長，新潟国家戦略特区担当部長，農林水産部長，技監，都市政策部長，参事（技術管理センター所長），建築部長，土木部長，下水道部長，総務部長，参事（政策改
--

革本部担当)，財務部長，参事（税務監），財産活用担当部長，区長，消防局長，会計管理者，水道局総務部長，市民病院事務局長，議会事務局長，教育次長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査委員事務局長，中央農業委員会事務局長